

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	呉市 予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和7年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。 伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他の必要な措置を講ずることにより、健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>呉市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 予防接種の実施2 予防接種の実費徴収3 予防接種実施の記録
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条、別表の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、27、28、29の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項等</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	呉市 福祉保健部 保健所 地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	呉市 福祉保健部 保健所 地域保健課 予防グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 TEL 0823-25-3525
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	呉市 福祉保健部 保健所 地域保健課 予防グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 TEL 0823-25-3525
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行ってている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行ってている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	水野 雅治	(消除)	事後	
平成31年3月19日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部保健所健康増進課	福祉保健部保健所地域保健課	事後	
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長	地域保健課長	事後	
令和2年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 求求書	呉市福祉保健部保健所健康増進課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13	事後	
令和2年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	呉市福祉保健部保健所健康増進課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13	事後	
令和2年4月1日	II - 1	平成28年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II - 2	平成28年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別する	1 番号法第9条第1項 第19条第8号 別表第一の10の項	事後	
令和4年3月1日	I - 1 - ②	感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。	感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。	事後	
令和4年3月1日	I - 1 - ③	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月1日	I - 3	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別する	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別する	事後	
令和4年3月1日	I - 4 - ②	番号法第19条第8号【照会】別表第二の16の2の項【提供】別表第二の16の2の項	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、	事後	
令和4年3月1日	II - 1	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和4年3月1日	II - 1	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	II - 2	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	III	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和4年3月1日	IV - 1	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和6年6月28日	I - 1 - ②	感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。	感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。	事後	
令和6年6月28日	I - 3	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別する	番号法第9条、別表の14の項	事後	
令和6年6月28日	I - 4 - ②	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、	【情報照会】 番号法第19条第8号	事後	